

## 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」の改正に伴う 非営利法人委員会実務指針及び研究報告の改正について

常務理事 稲垣 正人

日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2025年2月13日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」の改正に伴う非営利法人委員会実務指針及び研究報告の改正について」を公表しましたのでお知らせします。

本改正は、2023年1月12日付けで監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（以下「監基報 600」という。）が改正されたことに伴い、2024年2月8日付けで監査基準報告書 580「経営者確認書」（以下「監基報 580」という。）及び監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」（以下「監基報 700 実務指針第 1 号」という。）が改正されたことを踏まえ、適合修正するものです。

### 改正対象

- ・非営利法人委員会実務指針第 34 号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」
- ・非営利法人委員会実務指針第 36 号「消費生活協同組合法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」
- ・非営利法人委員会実務指針第 39 号「医療法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」
- ・非営利法人委員会実務指針第 40 号「社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」
- ・非営利法人委員会実務指針第 41 号「地域医療連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」
- ・非営利法人委員会実務指針第 42 号「農業協同組合法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」
- ・非営利法人委員会実務指針第 43 号「社会福祉連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」
- ・非営利法人委員会研究報告第 22 号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の理事者確認書に関する Q & A」
- ・非営利法人委員会研究報告第 33 号「社会福祉法人の理事者確認書に関する Q & A」
- ・非営利法人委員会研究報告第 37 号「医療法人の理事者確認書に関する Q & A」
- ・非営利法人委員会研究報告第 41 号「農業協同組合監査における経営者確認書の文例」

主な改正内容

<実務指針>

- ・監基報 700 実務指針第 1 号の改正を受け、監査報告書の文例における監基報 600 を適用する場合の取扱いに関する脚注について、監基報 600 の規定に沿った記載とするよう見直し

<研究報告>

- ・監基報 580 の改正を受け、理事者（経営者）確認書の文例における、会計上の見積りに関する記載等を見直し

以 上